



2025年5月8日

各 位

会社名 トヨタ自動車株式会社
代表者 取締役社長 佐藤 恒治
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お問合せ先 資本関連事業部長 森山 由英
(TEL. 0565-28-2121)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2025年6月開催予定の当社第121回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

当社は、本年2月25日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することにより、取締役会を構成する社内・社外のメンバーが役職にとらわれずに参加者全員で議論を行い、取締役会の更なる活性化を図るとともに、執行への権限委譲による更なる意思決定の迅速化と、取締役会によるモニタリング機能の強化を進めていきます。

移行のため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除と共に、重要な業務執行の決定の委任にかかる規定の新設など、所要の変更を行うのであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日：2025年6月12日（予定）

定款変更の効力発生日：2025年6月12日（予定）

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第8条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の数) 第16条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。</p> <p>2 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会) 第19条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>3 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>4 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則) 第9条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、<u>取締役会または取締役会の委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第4章 取締役、取締役会および監査等委員会</p> <p>(取締役の数) 第16条 (現行どおり) <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は7名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。</p> <p>2 増員または補欠のため選任された取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) の任期は、他の現任者の残任期間とする。</p> <p><u>3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。</u></p> <p><u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(取締役会) 第19条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>3 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>4 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第21条～第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第20条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員であるものを除く）の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第22条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第25条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>3 前項のほか、監査等委員会の運営については、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第26条 監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を選定することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の設置および数)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第24条 当社は、監査役7名以内を置く。</p>	
<p>(監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第25条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第27条 当社は、監査役会を置く。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>3 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条 監査役会は、その決議により、常勤監査役を選定する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u> <u>第30条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人 第31条（条文省略）</p> <p>第7章 計算 第32条～第34条（条文省略） （新設）</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 会計監査人 第27条（現行どおり）</p> <p>第6章 計算 第28条～第30条（現行どおり）</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>附則</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第121回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>